

高槻市子ども読書活動推進計画

子どもたちに楽しい読書を

平成18年1月

高 槻 市

高槻市子ども読書活動推進計画（目次）

	頁
第1 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	
1 子ども読書活動を取り巻く社会状況と読書活動の意義	(1)
2 楽しみながら進める子どもの読書活動	(2)
3 子どもが読書に親しむ機会づくり	(2)
4 読書活動推進計画策定の経緯と計画の位置付け	(3)
第2 子ども読書活動の現状と課題	
1 家庭、地域における子どもの読書活動	(4)
（1）家庭、地域の役割	(4)
（2）家庭・地域文庫の役割	(4)
ア 家庭・地域文庫の設置状況	(4)
イ 市立図書館の家庭・地域文庫への団体貸出	(4)
（3）公民館、コミュニティセンターの役割	(5)
ア 公民館での子どもの読書等	(5)
イ コミュニティセンターでの活動	(5)
（4）地域子育て支援センター等の役割	(6)
ア 地域子育て支援センター事業	(6)
イ 児童ふれあい交流促進事業	(6)
ウ 子育て支援総合コーディネーター事業	(6)
エ ファミリー・サポート・センター事業	(6)
（5）青少年交流センターの役割	(7)
（6）生涯学習センターの役割	(7)
2 学校等における子どもの読書活動	
（1）保育所	(7)
ア ことばを育てる保育活動	(7)
イ 保護者への啓発と連携	(8)
ウ 職員の研修体制や取り組み課題	(8)
（2）幼稚園	(8)
ア 保育における絵本の読み聞かせ	(8)
イ 保護者への絵本など読み聞かせ指導	(9)
ウ 子どもふれあいルームの開設	(9)

エ	ボランティアの活用等	(9)
オ	職員研修等の課題	(9)
(3)	学童保育	(9)
(4)	小・中学校	(10)
ア	学習活動における読書	(10)
イ	朝の読書活動	(10)
ウ	ボランティアとの連携	(11)
(5)	学校図書館	(11)
ア	司書教諭の状況	(11)
イ	読書指導等	(11)
ウ	蔵書及び貸出状況	(11)
(6)	学校図書館と市立図書館の連携	(12)
ア	連携の経緯と現状	(12)
イ	連携の課題等	(12)
3	市立図書館における子どもの読書活動	(12)
(1)	市立図書館	(12)
ア	子ども読書事業の取り組み状況	(12)
イ	障害のある子どもの支援	(13)
ウ	サービス拡充の課題	(13)
(2)	絵本、児童書コーナー	(14)
(3)	移動図書館	(14)
(4)	市立図書館の整備	(14)
ア	図書館資料の整備	(14)
イ	司書の研修と充実	(15)
ウ	図書館の情報化	(15)
第3	子ども読書活動推進のための方策	
1	家庭、地域で	(16)
(1)	公民館等	(16)
(2)	家庭・地域文庫	(16)
(3)	保健センター・地域子育て支援センター（公立）	(17)
(4)	ブックスタート	(17)
2	学校等で	(18)
(1)	保育所、幼稚園	(18)
(2)	学校図書館	(18)

(3) 学校図書館と市立図書館の連携	(19)
3 市立図書館で	(20)
(1) 幼児、児童の図書利用の拡充	(20)
(2) お話し会などの企画	(21)
(3) ボランティアの育成	(21)
(4) 世界の絵本等の活用	(22)
(5) 子ども図書室等の検討	(23)
(6) 移動図書館の充実	(23)
4 障害のある子どもの読書活動	(23)
第4 計画の効果的な推進のために	
1 優れた図書の提供	(25)
2 ボランティア、民間団体との連携	(25)
3 優れた取り組みの奨励	(25)
4 読書活動推進の体制	(26)

<資料>

- ・ 高槻市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- ・ 子ども読書活動推進計画策定委員会等の検討経過
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律

高槻市子ども読書活動推進計画

第1 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子どもの読書活動を取り巻く社会状況と読書活動の意義

国は、平成14年8月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、テレビ、ビデオ、インターネット等の情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている、としている。また、小学校、中学校、高等学校へと進むにつれて1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合が急増していくことを示している。

さらに平成12年に行われた経済協力開発機構(OECD)の生徒の学習到達度調査から、日本の生徒は、「趣味としての読書をしない」、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」ことがOECD平均と比べて極めて強い傾向としてあることを紹介している。

平成13年12月に制定された「子どもの読書活動推進に関する法律」(以下「推進法」という。)は、第2条で、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と位置づけ、それを基本理念としてうたっている。

このように、読書が子どもの発達の上でまた豊かな人生を送っていく上で重要なものであるにも関わらず、読書離れが進んでいる状況から、推進法は、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしている。

国の文化審議会は、読書をめぐる状況等についてとして、「読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみのもととなるものである。読書の習慣を若いうちに身に付けることが大切である。」とし、「読書は、国語力を形成している「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」、「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものである。」とし、特に、すべての活動の基盤ともなる「教養、価値観、感性等」を生涯を通じて身に付けていくために読書はきわめて重要なものであると指摘している。

また、その答申では、「価値観の多様化、都市化、少子高齢化などの進展と国語」として、

- ・ 価値観の多様化が大きく進展している中では、相互理解を深めながら人間関係を形成していくためにはこれまで以上に高度な国語の運用能力が必要である。
- ・ 都市化や少子高齢化などが同時に進展する中で、高齢者と若者との間で一定の国語的素養を共有しておくことが大切である。

- ・ いじめや不登校、家庭内暴力、少年非行などの子どもをめぐる諸問題についても、言葉を用いて伝え合う能力の育成は子どもたちの教育における喫緊の課題であると考えられる。
 - ・ 社会生活と人間関係形成に不可欠な話し言葉の運用能力の育成に取り組むことが重要である。
- などと指摘している。

2 楽しみながら進める子どもの読書活動

読書活動が言葉を学び、国語力を向上させ、価値観の多様化する今日的な課題に対して非常に重要なものであることは、先の文化審議会の答申でも明らかにされており、また、中央教育審議会は、新しい時代に求められる教養教育にあつては、その礎となるのが国語の力である、としている。

そこで改めて、先に引用した OECD の生徒の学習到達度調査を見ると、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、OECD 平均では 31.7% であるが、日本では 55% であり、「どうしても読まなければならないときしか、本を読まない」と答えた生徒は、OECD 平均では 12.6% であるが、日本では 22% となっていることに注目する必要がある。すなわち、日本の子どもたちの多くは、楽しみとして読書をしていない、読書を手段としてとらえている傾向があることがわかる。読書は、本来、それ自体が楽しみであり、それ自体が目的となるものである。

どの子ども、最初に絵本に出会ったとき、自らその絵本と同一化して嬉々としてその絵本の中で遊んでいる。児童書にあつても物語の主人公に自分を重ね合わせて読み、冒険を楽しんだりして想像の世界で楽しく遊んでいる。子どもの読書はそれ自体が楽しみそのものなのである。

子どもの読書活動を推進するためには、もう一度、楽しみの読書としての原点に読書活動を取り戻していく必要がある。

本市において、図書館の充実を図り、学校等での取り組みについても着実な取り組みをしてきたところであるが、このような、真に「楽しみとしての読書」が、子どもの読書離れを防ぎ、国語の力をつけていくものであるとの観点からも、本市の読書活動にかかわる諸施策について、整理し、課題を検討し、新たな取り組みを展開していくことが求められている。

3 子どもが読書に親しむ機会づくり

子どもが本に親しみ、自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期における読書環境が重要であり、近年では、とりわけ乳児への絵本の読み聞かせが有用であるともされている。このような子どもの読書環境を、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書活動を広げ、読書体験を深めていくことができるよ

う、市民、学校、行政機関等が連携して作り上げていくことが求められる。

子どもの読書活動を進めていくためには、乳児からの読書に親しむ環境づくりをスタートとして、継続し、系統立てた施策を行っていくことが重要であり、子どもが小学生、中学生、高校生と成長していくにともなって、逆に読書量が減少していく傾向にも着目し、乳幼児期に高められた読書意欲を低下させることのないよう、学校や図書館の支援施策の検討が必要である。

子どもが読書に親しむ機会づくりは、子どもが興味を持ち、感動できる本を身近に整えることが重要であり、その場合、子どもがいずれの場面でもその主体であり、主人公として登場できるよう、支援の環境を整備していくことが大切である。

4 読書活動推進計画策定の経緯と計画の位置づけ

高槻市子ども読書活動推進計画は、平成13年に推進法が制定され、平成14年には国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成15年に大阪府が「大阪府子ども読書活動推進計画ー大阪府子ども読書ルネッサンスー」を策定したことを受け、これら計画と整合を図りつつ本市の子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

また、本市の関係行政計画との整合を図ることも重要であり、とりわけ、乳幼児の読書活動の推進にあっては、児童育成計画、次世代育成支援行動計画、生涯学習推進計画等との整合及び調整が必要であり、また、青少年育成計画との関係にも留意しつつ策定する必要がある。それらにより、市総合計画の、「ひとが輝く育みのまちづくり」の実現を目指そうとするものである。

計画は、5年間の年次計画とし、できるだけ具体的なものとなるよう努めるものとする。

なお、この計画では、第2で、本市における子ども読書活動の現状を総覧できるようにし、あわせて課題を提起した。第3で、その課題への対応及び子ども読書活動推進のための方策を、特に乳幼児に対する施策に力点を置きながら、保育所、幼稚園、学校、図書館等での施策を示し、第4では、その計画の効果的な推進のためのボランティアの育成と活用など行政と市民とが協働して取り組む姿勢を示し、また優れた取り組みについてはそれを奨励していくものとした。

第2 子ども読書活動の現状と課題

1 家庭、地域における子どもの読書活動

(1) 家庭、地域の役割

読書活動をはじめとする学習機会は、生涯を通じてその継続性、連続性を前提に充実を図っていく必要があり、とりわけ子どもにとってその機会の充実は重要である。

地域や家庭の教育力の向上を目指して、市では、指導者の養成、地域社会に根づいた社会教育関係団体の育成など社会教育諸条件の整備を図り、その振興に努めている。

家庭教育や生涯学習の意義やあり方について保護者等に学習の機会を拡充するとともに、活動を通してネットワークづくりを推進するため開設している「学び舎ネット」では、平成16年度には、ブックトーク(注1)「絵本で学ぶ日本の心」、「大好き、もっと知りたい本のおもしろさ」と題した講座を開催した。

(2) 家庭・地域文庫の役割

ア 家庭・地域文庫の設置状況

家庭・地域文庫(注2)は、市民が自主的に運営する文庫で、身近に利用できる図書館として、子どもの読書活動を中心として設置されているものである。図書館は、この市民の自主的活動が地域に根ざした本と子どもを結びつける役割を果たすことから、この団体に対し、図書の長期貸し出し等をとおして支援している。

家庭・地域文庫は、個人の家庭の一室を利用して設置している家庭文庫が5文庫、地域集会所、公民館などで設置されている地域文庫が6文庫、その他学校や幼稚園等公の施設で市民の自主運営として設置されているものが8文庫ある。

いずれの文庫も市民が自主的に運営するもので、子どもが対象とされているものであり、一般的な図書の貸し出しのみならず、絵本の読み聞かせや、ストーリーテリング(注3)などにも積極的に取り組まれている。また、お楽しみ会の行事なども行うことにより、子どもたちの憩いの場、母親たちの交流の場として、地域住民の交流が深まるなど、有意義な活動が展開されている。

イ 市立図書館の家庭・地域文庫への団体貸出

市立図書館では、昭和53年1月から市制35周年記念事業として、配本車1台を配置し、家庭・地域文庫への団体貸出を開始した。(20団体に200冊以内2か月)

平成元年4月、「高槻市立天神山図書館家庭・地域文庫貸出要綱」を制定し、貸出冊数、貸出期間の変更をし、300冊以内4か月と利用の拡大、促進を図った。

平成9年10月、「高槻市立図書館団体貸出取扱い要綱」を制定し、長期貸し出しに付加する形で短期貸し出しを実施した。(1団体各館につき50冊以内30日間)

平成11年2月、高槻市立図書館新刊情報を家庭・地域文庫に送付し、文庫が新刊書に接近しやすくなるようにした。

平成12年1月、家庭・地域文庫の貸し出しについて OA 化することにより、貸し出しの迅速化を図った。

平成16年度貸出延冊数は8,500冊であり、31団体となっている。(学校幼稚園含むが、配本はしない。)

年間日程は次のとおりである。

- ・ 5月、家庭・地域文庫交流会を実施
- ・ 6月、10月、2月の年3回選書日を設定

近年、小学生の利用が減少傾向にありその反面、就学前、乳幼児と母親の利用は増加している。

(3) 公民館、コミュニティセンターの役割

ア 公民館での子どもの読書等

市では、地域社会に開かれた「集まる・学ぶ・結ぶ」機能を有する地域の拠点として、市民の交流活動と多様な学習活動を支援するために、城内公民館をはじめ13の公民館を設置している。

これらの公民館のうち、市立図書館との複合施設である阿武山公民館を除き、いずれの公民館でも図書コーナー等を設け、蔵書も児童書、絵本を中心にそろえ子どもたちが自由に読書が楽しめるようにしている。

公民館の蔵書は約47,000冊あり、そのうち約84%の39,000冊が児童書で占めており、子どもたちが身近なところで利用できる図書コーナーとなっている。

平成16年度においては、図書の貸出人数は延べ11,004人、貸出冊数18,114冊のうち15,663冊が児童書となっている。

また、公民館が主催する講座等として、例えば日吉台公民館では「楽しく親子でふれあおう」と題して「親と子をむすぶ絵本」等をテーマで講座を行った。阿武山公民館では「親子でふれあうわらべ歌と絵本」と題して、「絵本で広がる親子のふれあい 絵本の選び方と語りかけ」をテーマに、幼児の本への接近を期しての講座を行った。

少子化、高齢社会が進む中で、公民館の利用者状況として、高齢者の利用が増加している傾向にあるが、地域で子どもを守り育てていくという観点から、幼児、児童の利用を促進するよう図書コーナーの充実や、講座・教室の開催など工夫をしていく必要がある。

イ コミュニティセンターでの活動

コミュニティセンターは、地域でのコミュニティ活動の拠点施設として、市が建物や設備等を提供し、住民自らの手によって設置運営されているもので、平成16年度現在14センターが置かれている。

独立した図書室は置かれていないが、談話室等に本棚を設けて住民に提供している。ほとんどの本が寄贈本であり、絵本や児童書についても多くはないが置かれている。

いずれのコミュニティセンターでも各種の主催講座が企画されており、また、地域住民の自主的なグループ活動も活発であるが、子どもの利用が日常化している状態ではなく、また子どもを対象とした講座等も少ない状況にある。子どもの読書環境への寄与のあり方については今後の課題である。

(4) 地域子育て支援センター等の役割

市では、平成17年4月にスタートした「高槻市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもたちの笑顔があふれる まちづくり」を基本理念として、地域における子育ての支援、親と子がともに学び育つ教育環境の整備等を進めている。

本計画に基づき、次の各事業の充実と推進に取り組んでいる。

ア 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援及び地域における保育所等と連携した子育て支援の事業を担当職員が総合的に実施し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、乳幼児の健全育成の向上に寄与することとしている。

市内には下記5か所の支援センターがあり、絵本を設置し、職員が絵本選びのアドバイスを行っている。また、育児講座として、家庭文庫の開催者等を招き、絵本の読み聞かせなどを推進している。

阿武山たつの子子育て支援センター

富田子育て支援センター

春日子育て支援センター

津之江さくら子育て支援センター

芝谷聖ヶ丘子育て支援センター

イ 児童ふれあい交流促進事業

児童館事業の一つとして、高槻あいわ児童館に「児童ふれあい交流促進事業」を委託し、絵本の読み聞かせ事業などを行っている。

ウ 子育て支援総合コーディネート事業

市ホームページにおける、子育て“あんしん”ネット「WAIWAI カフェ」のコンテンツの中で、絵本やお話の大切さなどについて発信し、「コーディネーターの窓」では、年齢や季節に合った絵本の紹介を行い、「子育てチョットヒント」では、絵本の読み聞かせのヒントを掲載している。

エ ファミリー・サポート・センター事業

会員の講習会で、絵本作家や家庭文庫の開催者等を講師に招き、絵本に触れる大切さを伝えている。

(5) 青少年交流センターの役割

青少年に文化・教養や人権教育に関する学習機会を提供し、青少年相互の交流や他世代との交流、異文化交流などを通じて青少年健全育成を支援するため「青少年学習活動推進事業」として、子ども文化教室などを行っている。

また、小学校の児童には安全な遊び場の提供、その保護者には子育てや人権教育に関する学習機会の提供や子育ての相談のための「子育て支援事業」として、家族で楽しむききとり絵本の会などを行った。

富田青少年交流センター1階に絵本の部屋を設置し、子どもたちが思い思いに読書に取り組んでいる。近年、次のような読書活動として取り組んできている。

- ・ 「こんな面白い本あるで」と情報提供
- ・ 週一回スタッフやボランティアによる絵本などの読み聞かせ
- ・ 絵本原画展や地域のお年寄りによるきき取り絵本の会
- ・ 絵本の部屋の充実（蔵書500冊、その他市立図書館からの借り入れによる充実化）
- ・ 子ども新聞のファイリングによる新聞記事から読書への興味の誘導

なお、蔵書として、「科学」「社会」ものが少なく、子どもの興味もそれに向かっていない傾向がある。そのため、センター内に「元素周期表」を掲示するなどの工夫をして、科学に興味を持つように仕向けている。

(6) 生涯学習センターの役割

読書で育まれる心と同様に、言葉を通しての自己表現が重要と考え、小学生を対象に「子どもの詩創作講座」を平成7年度より開催している。この講座は、詩創作により自分を見つめ、感動する豊かな心を育む、全国でも数少ない貴重なものである。

また、子どもたちにもっと本に親しんでもらい、大人自身が子どもの頃のやわらかな心を蘇らせるとともに、子や孫や次の世代に本のすばらしさや読書の楽しみを伝えていくことを目指し、生涯学習センターでは、平成7年度より児童文学・絵本をテーマに「児童文学講座」を大阪国際児童文学館の協力を得て開催している。

2 学校等における子どもの読書活動

(1) 保育所

ア ことばを育てる保育活動

市保育計画では、「人への信頼関係を育て、言葉を育てる」、「子どもの世界を豊かにし、認識力・表現力を育てる」、「自然・社会・事物など五感を働かせ感じとる力を育てる」とし、そのねらいにそって、保育活動を行っている。

市立保育所での読書活動としては、絵本やお話を生活や遊びの中で取り入れ、遊びが広がるようにしている。毎日のように絵本を読む中で絵本好きの子どもが増加している。

乳児クラスでは少人数の子どもを対象にして読むようにし、幼児クラスでは、クラス全体で絵本を読んだり、お話しを聞くなどの機会を作るなかで、想像力や認識力を育み、友達と一緒に経験し共感する気持ちが育っている。

イ 保護者への啓発と連携

保護者に配布するお便りや保護者懇談会等の機会を通じて絵本を紹介し、乳幼児期の絵本の大切さや絵本を見ているときの子どもの様子などを伝えている。

保育所が保護者に絵本を貸し出しているところが4か所あり、保護者会が主体になり絵本を貸し出したり絵本の紹介をしている保育所も9か所あり、子育ての中での絵本やお話しの大切さの理解が広がっている。

ボランティアの協力を得て読み聞かせ等を行っている保育所が7箇所あり、ほかにも保育所の園庭開放として各保育所が年間20回程度行い、その中で絵本の読み聞かせを行ったり絵本の紹介をしたりしている。

ウ 職員の研修体制や取り組み課題

従来から職員に対し、毎年絵本等の研修の機会を設けているが、平成16年度には、絵本の講座に12保育所から14名が参加し、乳幼児期のお話や絵本の大切さを研修し、これらを通して、保育所全体に重要性の認識が広がっている。

なお、保護者の絵本等に対する認識などについてはさまざまで、各保育所の実態に即した取り組みを進めていくことが重要であり、職員の指導力を高めていくなど課題も大きい。さらに、読み聞かせ等のボランティアは有用でありその活用方法も課題となっている。

(2) 幼稚園

ア 保育における絵本の読み聞かせ

幼稚園教育要領において、幼稚園教育の目標に、「日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること」、とあり、領域「言葉」のねらいには、「絵本や物語などに親しみ、先生や、友だちと心を通わせる」とされている。内容の取り扱いにあたっては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らせたりする楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。」とされており、市立幼稚園では、絵本を教育活動の中心に位置づけて取り組んでいる。

日々の読み聞かせのみならず、図鑑や科学絵本などを常に幼児の身近におき、科学の芽を養うことなどにも努めている。絵本をもとに劇遊びや身体表現・描画など様々な活動を展開している。保育内容の充実のためには、質の高い絵本との豊かな出会いが必要であり、

絵本と幼児をつなげる教師や保護者など大人の役割は非常に重要である。

イ 保護者への絵本など読み聞かせ指導

幼稚園では、絵本を通して、親と子のふれ合いや心の交流をもつことを願い、園の蔵書の貸し出しや学年ごとに月刊絵本を購入し、家庭に持ち帰り親子で楽しむようにしている。また、参観日や保護者の保育参加の際には、保護者が自分の子どもや学級の子どもたちに絵本を読む機会を作り、楽しさを体験してもらうようにしている。さらに、その意義を保護者に伝えるために、園便り、学級便りを作成したり、懇談会や絵本講座を開催している。

なお、蔵書の貸し出しについては、在園児を中心に未就園児、保護者を対象に全園（23園）で行っており、年間52,000冊を貸出している。20園においては保護者・ボランティアの協力で貸出を行っている。

ウ 子どもふれあいルームの開設

平成12年度に幼稚園が地域の子育て支援センターとしての機能を発揮できるように、檜田幼稚園を除く各園の余裕教室を整備し、子どもふれあいルームとして開設した。ここでは、子育て相談や絵本貸出・おはなし会などを地域の未就園児・保護者も対象に実施している。これらの事業により親子で絵本を楽しむ場ができ、絵本貸出が増えるとともにボランティアの育成が進んでいる。

エ ボランティアの活用等

子どもふれあいルームにおいて、絵本室（コーナー）の絵本管理、貸出業務、おはなし会や保育活動での読み聞かせなど、在園児保護者や卒園児保護者をはじめ絵本に関心のある地域の方々や高齢者など多様な人たちが、ボランティアとして活躍されている。

また、預かり保育を行っている幼稚園では、通常保育終了後の預かり保育時に、家庭的な雰囲気の中で絵本を楽しんでいる。

オ 職員研修等の課題

絵本に対する見識を養うため、絵本作家・絵本研究者・出版関係者を招へいして、毎年、研修を行っている。近年は、ボランティア活動で読み聞かせなどに参加している保護者や地域の方々にも参加を呼びかけ、共に学ぶようにしている。

研修をとおして、教師一人ひとりが、絵本に対する知識を深めるとともに、絵本の楽しみを共有できる豊かな感性を磨くことが需要である。

(3) 学童保育

学童保育は現在40室開設されている。いずれの学童保育室においても保育時間内のおやつ時間、弁当の後の時間等において、指導員が本の読み聞かせを行っている。読み聞

かせに当たっては、子どもの自主性を尊重しできるだけ子どもの希望に添うようにしている。

子どもの中には集中力を欠く子もあり、親しみやすく、興味を持つものからスタートするようにしている。これらは、読書に興味を持たせるきっかけ作りと位置づけ、工夫しながら行っている。

課題としては、児童が好む適当な図書が入手しにくいことがある。市立図書館の移動図書館(注4)も利用しているが、回数や場所が限られているということもあり、利用しにくいということがある。

(4) 小・中学校

ア 学習活動における読書

多くの小学校では、週に1時間図書の時間(国語)を設定し読書活動を推進している。

また国語科の授業の中で、学んだ文学作品をきっかけに同じ作者の他の作品を読んだり、説明文と同じテーマの他の本を読む等の学習活動を通して読書への興味・関心・意欲を喚起し、その幅を広げるように指導している。

さらに「総合的な学習の時間」や社会科等において調べ学習をする時、資料や知識を得るために関係する自然科学、社会科学関係の本を読むことも大切な読書活動として取り組んでいる。

イ 朝の読書活動

平成10年度より、全校一斉の朝の読書に取り組む学校が見られるようになった。実施方法が簡単で、しかも読書推進の目的が達成しやすいため、本に馴染みのなかった児童生徒が参加できた。また、当初考えていた以上の成果が実践校から報告され、さらに実践校が増えた。

平成16年度の実施校は、小学校は、毎日が8校、曜日ごとが15校、一定期間が19校である。中学校は、毎日が14校、一定期間が4校となっている。

さらに、教育委員会の指導主事及び学校図書館運営協議会役員で、「朝の読書」先進校視察を行い、図書館担当教員研修においてその結果をいかすように報告し推進を図った。また、教育センターで図書館担当教員を「ブックトークをしよう」などのテーマで、年4回実施した。

平成16年度「読書週間」(一か月に読む本の平均冊数)調査の結果、高槻市は全国値を少し上回っており、小学校6.6冊(全国6.4冊)中学校3.3冊(全国3.2冊)となっている。しかし、全国的傾向となっている、中学校でまったく本を読まない割合が、23.0%(全国23.3%)を占め1つの課題であるといえる。

全国・三島地区・高槻市の3種類の読書感想文コンクールに積極的に取り組み、課題図書については教育委員会で購入し小中学校に配布している。また、高槻市読書感想文コン

クールは、「スクールフェスタたかつき」の一部門として、最優秀作品と優秀作品の表彰を行うとともに、最優秀作品の朗読発表を行っている。

ウ ボランティアとの連携

地域のボランティア活動との連携で、「朝の読書」時間や20分休憩、放課後等に本の読み聞かせ活動をしたり、国語（または図書の時間）の授業中にパネルシアターや歌遊び等の取り組みも数校で行われている。

（5） 学校図書館

学校図書館は、昭和28年に学校図書館法が制定され、「学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な施設であることにかんがみ、その発達を図り、もって学校教育を充実すること」を目的に、「学校には学校図書館を設けなければならない」とされた。さらに平成9年の同法の改正によって、平成15年4月1日より、一定規模以上の学校にあっては司書教諭（注5）の設置が義務付けられた。学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、読書センターとしての機能及び学習情報センターとしての機能が期待されている。

ア 司書教諭の状況

司書教諭は全小中学校への配置を目指しており、平成16年時点では、法の基準に基づくものは全校に配置している。学校内での役割は、図書館活動に関わった校内研究の推進等である。実際の図書館開館時の事務作業などは、司書教諭を中心に図書館担当者会議などを開き、教職員が分担している。

イ 読書指導等

読書指導等に活用するため、学校図書館だよりを定期的に発行している。内容は、毎月の開館日や開館時間等のお知らせ、新刊本や人気のある本の情報紹介、読書感想文コンクール課題図書の紹介と児童生徒の感想文掲載などである。

教科等の調べ学習においては、必要な図書が同一時期に相当数必要となる状況にある。

ウ 蔵書及び貸出状況

この間一人あたり15冊の図書資料の整備を目標として、学校図書館の図書を増やす取り組みを進めてきたが、計画的な廃棄・更新については課題が残っている。

貸し出し業務は、各小中学校の図書館担当教員に加え、図書委員会活動を通して、児童生徒も主体的に取り組んでいる。具体的には、本の貸出し以外にも本の紹介、廊下の掲示物、館内の展示、「朝の読書」の呼びかけ・ポスター作り、低学年や幼稚園児童への紙芝居、20分休憩の本の読み聞かせ、本の整理・修理などを行っている。

(6) 学校図書館と市立図書館の連携

ア 連携の経緯と現状

学校図書館と市立図書館の連携として、長期の団体貸し出しは300冊以内4か月のほか、平成9年10月から短期貸出として、1団体各館につき50冊以内30日間の条件で、市立図書館が学校図書館に貸し出している。

平成11年9月に市立図書館と学校図書館との連絡車の運行開始し、週1回の巡回を行っている。

平成12年4月に市立小中学校図書館からインターネットによる市立図書館の蔵書検索・予約ができるようにした。

平成16年度の連携についての実績は、次のとおりである。

- ・ 団体貸出 長期（9校）短期（294団体 44, 888冊）
- ・ 移動図書館の学校訪問（8校 貸出5, 576冊）
- ・ 学校連絡車（小学校21校 中学校5校 貸出15, 343冊）
- ・ 小学校3年生を中心にした図書館見学（26校 1,921人）
- ・ 中学2年生を中心とした体験学習（16校 84人）
- ・ 学校図書館運営協議会に市立図書館からも参加

イ 連携の課題等

学校図書館連絡車を活用できる学校は、短期貸し出しを学校内で積極的に取り組んでいるが、全小中学校に連絡車が立ち寄れる条件整備が課題となる。

市立図書館見学は、小学校3年の社会見学等で多くの学校が訪問し、児童の市立図書館への興味関心を呼んでいる。見学の後、保護者に市立図書館へ連れて行ってもらうなどの声も聞かれる。

市立図書館との今後の役割分担として、学校図書館での図書館資料の収集に当たっては、調べ学習に対応した基礎資料の充実に重点を置き、読み物や専門的な資料は図書館の団体貸し出を利用するなど、学校図書館と公共図書館の図書館資料についての分担収集の検討が必要と考えられる。

3 市立図書館における子どもの読書活動

(1) 市立図書館

市立図書館では、子どもたちが読書に興味・関心をもち、自らが本に接近することを動機付けるため、お話し会等を開催している。ここで行う映画会、人形劇、工作教室のいずれにあっても、その後、読書への関心につながるよう意図しながら行っている。

また、図書館ではストーリーテリングやブックトーク等のボランティアの養成講座を実施し、技術を身に付け活動を行えるよう支援し、その修了者にはお話し会で協力を得てい

る。

ア 子ども読書事業の取り組み状況

平成16年度における市立図書館における取り組みの状況は、次のとおりである。

中央図書館

子ども読書の日（4月23日）お楽しみ会（61人）

子ども映画会（17回240人）

おはなし会（16回128人）

えほんとおぼろ（43回502人）

ボランティアつきのきおはなし会（14回239人）

春休み子どもお楽しみ会（1回70人）

芝生図書館

子ども読書の日（4月23日）お楽しみ会（91人）

おはなし会（41回711人）

お楽しみ会（2回154人）

人形劇（2回256人）

天神山図書館

子ども読書の日（4月23日）お楽しみ会（27人）

おはなし会（100回1,085人）

お楽しみ会（2回94人）

親子で楽しむ絵本（125組289人）

子どもの本を読もう会（6回66人）

おひざであそぼう012（91回192人）

おはなしおばさん（4回13人）

製作遊び（1回24人）

小寺池図書館

子ども読書の日（4月23日）カーニバル（181人）

子ども映画会（9回323人）

おはなし会（43回626人）

工作教室（2回60人）

春休みおたしめ会（1回130人）

人形劇（2回255人）

イ 障害のある子どもの支援

障害のある子どもへの取り組みとして、視覚障害児に対して対面朗読を実施するとともに点字図書についても収集、貸し出しを行い、聴覚障害児に対しては手話ビデオの貸し出

し、肢体不自由児に対しては郵送による貸し出しを行っている。

ウ サービス拡充の課題

今後の課題としては、乳幼児へのサービスをどう行っていくか、ヤングアダルトといわれる青少年を対象とする資料の充実や読書サービスをどう拡大するかがある。

また、ボランティアの養成と活用を図り、ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク、乳幼児サービスの拡充が求められており、さらに図書館からの情報発信、ブックリスト、子ども向き利用案内の発行等を行っていく必要がある。

(2) 絵本、児童書コーナー

市立図書館のそれぞれの館に児童書コーナーもしくは児童室があり、またおはなし会の会場となるおはなし室、おはなしコーナー、親子で絵本を楽しむことができるキッズコーナーを設置し、分かりやすい配架や掲示の工夫を行い、乳幼児や児童が気軽に利用できるような取り組みをしている。

また、中央図書館では、世界88か国にわたる約5,600冊の世界の絵本を「世界の絵本コーナー」として専用書架に展示し、子どもたちをはじめ絵本に関心のある多くの大人たちに利用されている。

(3) 移動図書館

市民が図書館をできるだけ身近な場所で利用できるよう、自動車による移動図書館を設けている。

平成15年に芝生図書館を、平成16年に阿武山図書館を相次ぎ開設したことから、現在、移動図書館は、当該地域の移動図書館ステーションの廃止を含めて見直しを図り、27か所のステーションで開設している。

移動図書館では、夏休みには、幼稚園、小学校の訪問を行っているほか、おたのしみ会の開催をしている。(2回84人)

(4) 市立図書館の整備

ア 図書館資料の整備

市立図書館資料については、平成17年3月31日現在では次のとおりである。

全蔵書冊数(単位は千冊・点)

(中央 434・天神山 329・小寺池 285・芝生 79・阿武山 73)

児 童(単位は千冊・点)

(中央 74・天神山 139・小寺池 80・芝生 22・阿武山 21)

なお、毎年、市立図書館全体として、概ね68千冊・点の資料を購入し、整備を図っている。

イ 司書の研修と充実

子どもの読書活動を進めていくためには、図書館における専門的人材の育成が重要であり、図書館司書の研修を通して、子どもと本を結びつける技術（ブックトーク、ストーリーテリング）の研修と実践を行っている。

子どもの図書館資料の選択に当たっては、児童文学、児童図書に対する豊富な知識を吸収することが必要であり、子どもの本に関する各種研修会等への参加をし、できるだけ多くの児童書を読み、書評欄に目を通すよう努めているところである。

さらに子どものニーズに応えるレファレンス技術の習得とファイル作成が重要課題となっている。

ウ 図書館の情報化

平成16年1月から、利用者用端末（OPAC）に「学習件名ファイル」を導入し、図書名がわからなくても検索できるようにし、総合学習に役立てている。また、インターネットでの学校図書館からの蔵書検索・予約サービスによる援助をおこなっている。

現在、インターネット予約のためのパスワードの発行については、中学生以上としているが、小学生の希望もあり、本人意思の確認やパスワードの管理能力などの点についての検討を行い、インターネット予約サービスの拡充を図ることが、今後の検討課題となっている。

また、現在、図書館内に利用者個人のノートパソコンの持込を認め、静かに読書をしたという利用者との共存を図るために、パソコン利用者優先コーナーを設置しているところであるが、図書館内でインターネット環境の拡大をさらに図っていくために図書館によるインターネット設置についても今後の検討課題となっている。

第3 子ども読書活動推進のための方策

子どもの読書活動推進のためには、第2で示した、本市における子どもの読書活動を推進するための諸施策を充実していくことが必要である。さらに、一層の推進を図るための方策として、現状の課題をどう解決していくのか、そして新たにどのような施策を展開していくことが必要であるのかを検討していく。

1 家庭、地域で

(1) 公民館等

子どもの読書離れの原因には、大人が読書をしなくなったこと、家庭において読書をする環境が著しく減少していることも一因であると指摘されている。

したがって、子どもの読書活動を推進するためには、保護者がまず読書の重要性を理解することが大切であり、生涯学習のあらゆる場において、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を広めていく必要がある。

また、子どもができるだけ身近な場所で、読書ができる環境を作ることが重要であり、公民館等における図書コーナー等の整備、充実が求められる。

- ・ 家庭教育に関する講座等を行っている「学び舎ネット」において、絵本講座等の開催を通して保護者等に子どもが本に接することの重要性の理解を深めてもらうようはたらきかける。
- ・ 公民館、コミュニティセンターでの学習活動の一貫として、絵本や児童書の楽しさや価値を理解してもらえよう講座等の開催を促す。
- ・ 公民館、コミュニティセンターでの子どもの本に関わる講座等から、自主的なサークル等が生まれるよう支援を行う。
- ・ 公民館、コミュニティセンターの図書コーナーの充実を図り、市立図書館と連携し、絵本や児童書の蔵書数の拡大を図る。

(2) 家庭・地域文庫

家庭・地域文庫は、子どもの読書活動の低下している状況と少子化社会の状況下で廃止する文庫も出てきている。しかし、子どもたちにとって、最も身近なところで参加できるこれら文庫は、子ども読書活動の推進に大きな役割を担っている。

そのため、市として、文庫に新刊図書の情報が入りやすくする施策、文庫間の交流を深める取り組み、お話し会などの技術を高める研修の場の確保などに努める必要がある。

- ・ 市立図書館は、文庫に対する新刊図書情報を優先的に提供する。
- ・ 文庫間の交流を深め経験等を蓄積できるよう、交流会の場の提供や、情報の提供を行う。

- ・ 図書館において、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、お話し会などの技術を高める講習を開催し、家庭・地域文庫に関わる人たちに積極的な参加を促す。

(3) 保健センター・地域子育て支援センター（公立）

地域における子育ての支援、親と子が共に学び育つ環境の整備を進めているところであるが、子育ての支援を乳児、幼児、児童のそれぞれの成長段階に的確に即応した個別支援が重要である。また、親自身にも絵本などが楽しいものであることを理解してもらうような取り組みが必要である。

- ・ 乳児に対して、保健センターと子育て支援センターが連携して、4か月児健診において、手遊びや母子の関わり方を中心に子育て相談などを行っているが、さらに、子育て支援のあらゆる場をとおして、絵本の有用性と楽しさを親に理解を深めてもらうよう、保健センター、地域子育て支援センター、市立図書館が連携して取り組みを行う。

(4) ブックスタート

ブックスタートは、赤ちゃんに絵本を無料でプレゼントし、赤ちゃん和本との楽しいひとときを分かち合う運動として、1992年にイギリスのバーミンガムで始まったものである。

この運動をとおして、イギリスでは、家庭でより深く本の時間を楽しむようになり、親子の楽しみとなり、また、赤ちゃんの頃から本に親しんだ子どもは言語面や考える力においても大きな影響を与えたとされる。

日本でもすでに632の自治体（特定非営利活動法人ブックスタート調べ）で実施され、保健センターの乳児健診の場などを活用し、赤ちゃんを膝にだっこして絵本の読み聞かせをし、本への動機付けを行うとともに親子のきずなを深めることに役立っている。

本市でも、4か月児健診時の保健センターで行われる「あかちゃんひろば」などを活用して、ブックスタートに取り組み、保健センター、地域子育て支援センター（公立）、図書館などが連携して、赤ちゃんの時から絵本への接近を図り、あわせて親に対しても本に接することの重要性を啓発していく。

このブックスタート事業によって、我が子に絵本を読んであげたことがない、図書館を訪れたことがないという家庭を無くし、絵本をとおしての子育て支援を進めるとともに、絵本を楽しむ環境を醸成していく。

ブックスタート事業の実施に当たっては、ボランティアと広く連携を図っていくことが重要である。

- ・ 保健センターにおける4か月児健診時において、絵本の読み聞かせの重要性を親に啓発し、赤ちゃん絵本を無料で配布するとともに、生後6か月ごろをめどにして、市立図

書館で行う乳幼児サービスへの参加を呼びかける。

- ・ 市立図書館では、乳幼児サービスの一環として赤ちゃんへの絵本読み聞かせを親子で行い、家庭での実践を促す。
- ・ 市立図書館等で、赤ちゃん絵本の読み聞かせをその後も継続して行い、幼児期に至っては、その時期に適した絵本の読み聞かせ講座やお話し教室等を開催し、継続して絵本等に親しむことができるよう、事業を行う。
- ・ 市立図書館で赤ちゃん絵本のブックリストを作成し、乳児を子育てする家庭に情報提供を行う。
- ・ 赤ちゃんにも市立図書館の利用者として、貸出券を受けることができることを広く知らせ、親子が絵本に接する機会を増やす。

2 学校等で

(1) 保育所、幼稚園

市立保育所や幼稚園では、毎日のように保育活動の中で、絵本やストーリーテリングが活用されている。乳幼児期の絵本などに親しんだ子どもは後に自ら読書活動を行っていくことがみられることから、幼児が自ら読書に興味を持てるよう、取り組みを行っていく必要がある。

最近では、絵本の読み聞かせのみならず、絵本の貸し出し等にもボランティアの参加が見られることが多く、子どもの読書活動を推進していくためには、これらボランティアとの連携が不可欠である。

- ・ 絵本コーナーの充実を図り、積極的に絵本の貸し出しを行う。
- ・ 保護者に対して、乳幼児期からの絵本などに接することの大切さの理解を求め、絵本の選び方、与え方についてアドバイスを行う。
- ・ 市立幼稚園では、ふれあいルームの充実を図り、園児のみならず、地域の乳幼児にも絵本に接することができる環境を整える。
- ・ ふれあいルームの運営については、ボランティアの参加が不可欠であることから、保護者や地域の人々に積極的なかかわりを求め、市立図書館の読書活動ボランティア養成事業と連携を深める。
- ・ 保育士、幼稚園教諭自らが読書活動に対する理解を高めるため、研修会への参加などをおして意識の向上を図る。

(2) 学校図書館

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能が期待されているが、とりわけ子どもの読書活動の推進のためには、児童生徒が楽しみとしての読書ができ、自由な読書活動を保障する場として、読書センターとしての機能充実が必要であ

る。

そのためには、図書資料の充実はもとより、児童生徒の興味関心に配慮した配置が重要である。

学校図書館では、現在、司書教諭、非常勤職員、地域ボランティア及び児童生徒の図書委員が運営に当たっている。司書教諭の専任化が望まれるが、現状ではまず、司書教諭を中心とした校内体制を確立することが重要であり、少なくとも運営システムや閲覧業務の基本手法については、当該学校の教職員で確立する必要がある。

さらに、地域ボランティアが学校図書館で本の読み聞かせなどを行い、読書への動機付けに貢献している状況を一層発展させていく必要がある。

また、児童生徒の図書委員の活動を活発にし、児童生徒が主体的に図書館だより等を発行することにより、他の児童生徒にも読書の楽しさを伝えるなどの取り組みをしていく必要がある。

図書の充実については、これまで図書充実事業を行い継続的に蔵書の充実を図ってきたところであるが、今後も新しい図書の充実に努めていくとともに市立図書館との連携を図り、図書の長期貸し出しや、児童生徒のニーズに速やかに対応できる短期貸し出しの充実を図る。

- ・ 司書教諭を中心として、学校図書館の活性化のための基本的運営システムを確立する。
- ・ 図書委員会活動の充実を図り、児童生徒が主体となる運営を目指す。
- ・ 教育センターでは、学校図書館が児童生徒にとって、楽しみの場所となるよう、学校図書館担当者の研修を充実する。
- ・ 地域の学校図書館ボランティアの協力体制を充実し、児童生徒が読書に関心を持つようなストーリーテリング、ブックトーク等を継続的に行う。
- ・ 市立図書館との連携を深め、児童生徒のニーズに合った図書が速やかに希望する者に届くよう、インターネット予約のシステム等を生かした取り組みを行う。
- ・ 障害のある児童生徒が利用しやすいよう、環境整備を図る。
- ・ 学校図書館運営協議会を一層活性化し、学校図書館間の連携を深める。

(3) 学校図書館と市立図書館の連携

市立図書館は、学校図書館に対し学校図書館連絡車を運行させ、週1回巡回しており、平成16年度実績として、小学校21校、中学校5校に対し約30,000冊を運搬している。しかし、その利用状況は、決して多いものとはいえず、この拡充を図るとともに、希望するすべての学校図書館に対して連絡車の運行を行う必要がある。

ほかに、学校との関係では、学校図書館あるいは学級文庫を地域文庫として扱い、1団体に月300冊4か月の条件で貸し出し、別途に配本しているところであるが、一校に複数の団体申し込みがあるところや、反対に全く無いところもあり、学校間の利用のばらつ

きが多い。その解消のためには、学校図書館として一括した取り扱いを行い、利用の平準化を図ると共に利用の利便を高めていく必要がある。

市立図書館と学校図書館の連携のあり方としては、学校図書館側の求めに応じた連携を前提としつつも、より実効性を高めていくためには、連携関係の平準化を図るとともにさらに利用を高めていく必要がある。

- ・ 学校図書館連絡車の運行については、希望するすべての学校に対して行えるよう、改善を図る。
- ・ 学校の地域文庫扱いあるいは団体貸し出し扱いについては、学校図書館として統一的取り扱いとし、特に利用頻度の高い学校図書館については、そのニーズに応えられるよう、貸し出し冊数の増加を行う。
- ・ 市立図書館では、学校図書館で活動するボランティアについて、本の読み聞かせ等ボランティアとしての技量や資質を向上させるための研修を行う。
- ・ 児童生徒がインターネット等により簡易に市立図書館の蔵書を検索し当該学校に配本されるよう、システムの改善を図る。
- ・ 学校図書館運営協議会に市立図書館司書が積極的にかかわり、不断に学校図書館のニーズに応えられる体制を築く。

3 市立図書館で

(1) 幼児、児童の図書利用の拡充

市立図書館の蔵書1, 148, 690冊のうち、児童書は337, 851冊で、児童書の占める割合は、約29%となっており、児童書の貸し出し割合は、約27%である。

また、家庭・地域文庫等の団体貸し出し用蔵書（学校図書館用のものを含む）及び移動図書館の貸し出し用蔵書のうち児童書が占める割合は、約63%、貸し出し割合は、約65%と子どもの利用が多いことがわかる。

したがって、子どもの読書活動を推進するためには、移動図書館、家庭・地域文庫、学校図書館の充実が求められ、児童書が適切に活用されるシステムの確立が求められる。

合わせて図書館に来館しやすい環境を作るため、小学校、幼稚園等の見学を増やしていくとともに学校連絡車の体制を充実していく必要がある。

インターネット予約については、現在、中学生以上としているが、小学生の図書館資料の利用を推進するために、個人情報保護に配慮しつつ、小学校高学年以上にも拡充していくべく検討をする必要がある。

児童書のうち特に絵本については、消耗が激しく、買い替えや複本を購入していく必要がある。

- ・ 移動図書館、家庭・地域文庫、学校図書館における子どもの図書利用を充実する。

- ・ 新刊の児童書の案内や紹介を移動図書館等に常備するとともに、図書館ホームページにおいても重点的に紹介を行う。
- ・ 小学生の図書館見学の機会を増やしていく。
- ・ インターネット予約について、小学校高学年までその利用拡大を検討する。
- ・ 消耗の激しい絵本については、買い替えや複本の購入を進める。

(2) お話し会などの企画

市立図書館では、お話し会、絵本と遊ぼう等の企画を年間470回程度行い、約6,000人の参加があり、多くの子どもがその開催を楽しみにしている。しかし、参加者層は幼児が中心となっている状況で、これからは、幼児のみならず、乳児と児童に対してもより多くの参加を見込める企画が求められる。

お話し会や絵本と遊ぼうの実施は、本への確実な導入となり、その後はその物語や著者に関連する貸出希望が多く、これらの会を行うに当たっては、複数本の準備が必要となる。

小学生に対しては、ブックトークが有用であり、文字を追うことに慣れていない子どもも積極的に本を読みたいという気持ちに誘導することができる。

また、市立図書館の職員自らが、絵本の読み聞かせ方法などを父母会や子育てサークルなどへ出前講座を行い、その技術を伝え、子どもの読書の重要性を伝えていくことも有用である。

- ・ 絵本については、その消耗に合わせた複数本の受け入れを行う。
- ・ ブックトークについての研修を充実し、ボランティアとも連携し、子どもらに対してブックトークの機会を増やしていく。
- ・ 図書館職員が絵本の読み聞かせ等の出前講座を行い、父母等に子どもの読書の楽しさや有用性を啓発していく。
- ・ 小学生の図書館見学時にブックトークの機会を設ける。

(3) ボランティアの育成

子どもの読書活動に関わるボランティアは、保育所、幼稚園、学校、図書館をはじめさまざまな領域で活躍している。

保育所、幼稚園では、絵本の読み聞かせをはじめとして、図書案内、図書整理の領域までボランティアで行われているところも多い。

学校図書館では、ストーリーテリング、ブックトーク、本の読み聞かせなどの活動をはじめ、図書の配架や整理に至るまでボランティアとして関わっているところもある。

市立図書館では、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリングをはじめとし、乳幼児サービスに関わる多方面でのボランティアの活動がされている。また、視覚障害者への対面朗読や音声に変換した録音資料作成など多岐にわたった活動がされている。

家庭・地域文庫についても、その設置から運営にいたるまでボランティア活動として行われている。

このように、子どもの読書活動を推進するためには、ボランティアの活動が不可欠である。これらボランティア活動は、もとより自発的な行為であって、本来は、何らの制約をうけるものではないが、その対象が子どもであることから、ボランティアをされる人たちには、その技術等の向上に対する意識や意欲は強くあり、また、各般にわたる自己研修へのニーズも高い。

ボランティアの養成、研修については、それぞれの場面で適切にされることが重要であるが、継続的、系統的に行うため、子ども読書活動に関わる部分については、市立図書館が一義的に担っていくことが適当と考えられる。そのために市立図書館では、これらのボランティアの育成事業として、次の取り組みを行う。

- ・ 乳児に対する絵本の読み聞かせの重要性と技術向上のための研修を行う。
- ・ 幼児に対する絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等の技術向上を図るための研修を行う。
- ・ 児童図書館の適切な選書ができる研修を行うとともに、児童に対するストーリーテリング、ブックトーク等の技術向上を図るための研修を行う。
- ・ 生徒に対する読書相談に対応できる研修を行うとともに、ブックトーク等の技術向上を図るための研修を行う。
- ・ 子どもの発達段階を理解し、適切な子どもへの対応ができるよう、またボランティアのあり方についての基本的な理解を有し資質向上を図ることができるよう研修を行う。
- ・ 障害のある子どもに対して適切な読書活動の支援が行えるよう、障害に対する基本的理解を高め、音読等の技術向上のための研修を行う。

(4) 世界の絵本等の活用

市立図書館には、絵本の蔵書が132, 230冊あり、貸し出し冊数は327, 629冊に上っており、市民の絵本へのニーズの高さがわかる。また、そのうち外国語で書かれた世界の絵本についても多く所蔵し、幼児の読書コーナーでは日々楽しまれるとともに多数の市民に貸し出しがされている。

さらに、平成13年に、世界88か国にわたる5, 600冊の絵本が寄付され、市立中央図書館では、親子でこれらの絵本を楽しむ姿が見られ、また、絵本研究家たちの重要な研究資料として利用されている。

市立図書館では、これまでも絵本の読み聞かせなどを多く行ってきたが、それらを一層高めていくために、絵本講座を開催するとともに、さらに一歩進めて、世界の絵本を活用した研究会等を開催し、絵本に対する関心をさらに深める事業を行っていく。

- ・ 市立図書館では、絵本を紹介し、絵本の楽しさや有用さを広く知ってもらうための絵本講座を開催する。
- ・ 世界絵本の豊富な蔵書を活用し、外部講師を招き、諸外国の絵本の特色などを研究し、絵本の優れた価値について本市から全国に発信できるような講座、研究会を開催する。

(5) 子ども図書室等の検討

図書館は乳児から高齢者まで、その年齢区分無く利用に供する施設であることから、幅広い領域の図書を収集する必要があるが、年齢層や専門内容に特化して特色付けた図書館としていくことは困難である。

現在、児童書コーナーを一定区分して設置しているが、乳幼児がいることでゆったり利用できないとの意見もあり、乳幼児を図書館に連れて行くことに躊躇する親も多い。

図書館では、児童書コーナーを設け子どもが安心して本を読める、また同じ場所で親は自分の好きな本を探せるということを基本として運営する必要があるが、それを基本としながらも、さらに進めて、子どもの図書に特化した施設を設置することにより、子ども文化の研究活動を深めていく環境を整え、また気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めていく必要がある。

- ・ 絵本、児童文学図書を重点的に収集し、また、世界の絵本も活用し、子ども文化研究の拠点とする。
- ・ 設置場所については、市内中心部にということの基本として、空きビルや小学校の余剰教室の活用等も含めて広く検討を加える。

(6) 移動図書館の充実

移動図書館は、市立図書館から遠隔地にあり、市民が図書館を直接利用しにくい地域において、自動車の駐車しやすい公園、集会所、コミュニティセンター、学校等をステーションとして設置し、月1回の割合で巡回し、市民の利用に供している。

移動図書館の利用層は、高齢者と乳幼児を連れた親が多く、この場面を活用し、子どもたちが本に興味を持つような取り組みを行う。

- ・ 移動図書館用の自動車を更新し、図書館利用が困難な地域の子どものたちが本に接しやすい環境を確保する。

4 障害のある子どもの読書活動

障害のある子どもの読書活動を保障し豊かなものにしていくためには、個々の障害の状況に応じた適切な対応が求められる。

視覚障害、聴覚障害、肢体障害などの障害のある子どもに対しての対応は、最も身近な

ところで本や情報に出会える環境を作ることが大切である。

- ・ 保育所、幼稚園、学校でそれぞれの障害に応じた要望を尊重しながら、子どもが興味を持つ本を提供できるようにしていく。
- ・ 視覚障害のある子どもに対して、さわる絵本や点字図書の充実を図るとともに音訳や対面朗読の拡充を図る。
- ・ 障害のある子どもの通所施設や病院に対して、団体貸出を推奨し、配本に対する便宜を検討する。
- ・ 障害のある子どもが本に接近できるよう、郵送貸し出しなどの充実を図る。
- ・ 障害のある子どもの読書活動に関わるボランティアを支援する。

第4 計画の効果的な推進のために

1 優れた図書の提供

子どもの読書活動の重要性が指摘される一方で、書店やコンビニでは露骨な性描写がされていたり、犯罪を誘発しかねないような本が平然と陳列されている状況も見られる。

これらが有害図書類に該当するかについては、知事が指定しているところであるが、子どもの読書活動の推進にあたっては、青少年健全育成条例の趣旨とする有害図書の排除について、民間事業者を含めた協力体制が不可欠である。

有害な図書を排除し良書を提供することは、子どもの読書を推進する上で不可欠なものであるが、また一方、自由な読書環境を保障することが重要である。推進法の付帯決議の中でも、「子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。」としている。

子ども読書の推進にあたって、家庭、地域、学校のいずれの場面においても、子どもの健やかな成長に資する書籍等について、大人たちが認識を高めていくことが求められる。

子どもたちには、優れた図書の提供がされる必要があり、図書の収集及び提供にあたっては、図書館に携わる者及び教育に携わる者らが連携を深めていく必要がある。そのことにより、優れた子どものための図書リスト等を作成し、家庭・地域に周知をし、普及に努めていくものとする。

2 ボランティア、民間団体との連携

子どもたちの健全育成は、行政のみの課題ではなく、市民と行政が協働して行っていかなければならない共通の課題である。

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもに関わるすべての個人・団体がそれぞれの知識・経験・情報を持ち寄り、それぞれができる最大限のものを提供していくよう努める必要がある。

行政内部の連携として、図書館を核として、保健センター、子育て支援センター、保育所、幼稚園さらには小・中学校等が連携していくことがまずもって求められる。さらに、行政が市民のボランティアの活力と一体となって相乗効果を生み出し、さらには、民間関係団体とも協働する中で、まさに市民一丸となった、子どもの読書活動の支援体制を構築していく必要がある。

そのためには、ボランティアの講座等を拡充し、それを継続的に開催し、ボランティアの活動しやすい環境づくりに努めるとともに、民間関係団体、事業者等にも広く協力を求めていくものとする。

3 優れた取り組みの奨励

子ども読書活動を推進していくためには、まず子ども自身の優れた取り組みや活動を表彰し、又は顕彰することにより取り組みの意欲をさらに高め、活動内容を一層充実してい

くよう支援する必要がある。

また、ボランティア等についても優れた活動や取り組みに対して、個人、団体それぞれに表彰を行うなどして、優れた実践を広め、一層の高揚を図っていく必要がある。さらに、事業者等が行う子どもの読書活動を支援する活動に対して、顕彰を行うことにより、その取り組みを持続的なものとなるよう奨励していくことも重要である。

このような取り組みと合わせて、児童文学あるいは子どもの文化の発展に寄与する諸活動を支援し、発表の場を提供し、それらの活動が質的・量的に一層充実していくよう支援していく必要があり、これらの活動に対しての奨励と振興を図っていくものとする。

4 読書活動推進の体制

子どもの読書活動を推進していくためには、学校、家庭、地域が連携、協力し、一体となって進めていく必要がある。とりわけ行政間の連携が重要であり、ボランティアや関係団体等との協力体制や情報の交換は不可欠である。

そのために、計画策定に当たり設置した「高槻市子ども読書活動推進計画策定委員会」を「高槻市子ども読書活動推進委員会」として組織を改め、継続的な計画の推進を図り、併せて、計画の進行状況及び時々の課題について、高槻市図書館協議会に報告をするとともに意見を聴くものとする。

(注1) ブックトーク

特定のテーマに関連した何冊かの本を、子供たちの読書意欲を喚起すべく、あらすじや特徴を説明しながら紹介すること。

(注2) 家庭・地域文庫

地域住民の運営による私設の図書室。個人が自宅を開放して活動している家庭文庫と地域住民が世話役となり自治会集会所などで開設している地域文庫がある。

(注3) ストーリーテリング

語り手がお話を覚えて語って聞かせること。絵本などを子どもに読んで聞かせる場合は、「読み聞かせ」という。

(注4) 移動図書館

自動車に図書館資料を積み、市立図書館から離れている地域にステーションを設け、定期的に巡回し貸し出し等の図書館サービスを提供する事業。本市では、昭和48年に開始している。

(注5) 司書教諭

学校図書館の専門的な業務にあたる職員で教諭であることが前提とされ、学校図書館法によって定められている。

高槻市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高槻市の「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図るため、高槻市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高槻市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (3) その他子ども読書活動推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各々1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務について調査及び研究を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高槻市立中央図書館が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

子ども読書推進計画策定委員会等の検討経過

4月28日	第1回子ども読書活動推進計画策定委員会（以下、策定委員会） ・正副委員長の選出 ・計画策定の趣旨及び策定行程
5月23日	第1回子ども読書活動推進計画策定幹事会（以下、幹事会） ・座長、副座長の指名 ・計画の基本的考え方
6月2日	第2回幹事会 ・計画の主要項目
6月23日	第3回幹事会 ・子ども読書活動の現状整理 ・計画の柱となる事項
7月4日	第2回策定委員会 ・計画推進の基本的な考え方及び現状整理 ・計画の柱となる事項
7月13日	第1回高槻市図書館協議会 ・子ども読書活動推進計画にかかる基本的な考え方
7月14日	文庫連絡会等からの意見聴取 ・子ども読書活動推進の考え方
7月20日	第4回幹事会 ・図書館協議会及び文庫連絡会等からの意見聴取報告
8月1日	学校図書館運営協議会からの意見聴取 ・学校図書館のあり方 ・市立図書館との連携
8月11日	第3回策定委員会 ・これまでの取り組み報告 ・学校図書館運営協議会からの意見聴取報告 ・推進計画の各課意見のまとめ ・パブリックコメント原案の検討
8月17日	第5回幹事会 ・推進計画の各課意見のまとめ パブリックコメント原案の検討
9月6日	庁議 ・パブリックコメント原案の確定
9月14日	市議会文教市民委員会協議会 ・推進計画のパブリックコメント原案の報告
9月20日	教育委員会協議会 ・推進計画のパブリックコメント原案の報告
10月1日～ 10月31日	子ども読書活動推進計画（素案）についてのパブリックコメント
11月14日	第4回策定委員会 ・パブリックコメント意見概要 ・市の基本的な考え方
11月16日	第6回幹事会 ・パブリックコメント意見概要 ・市の基本的な考え方（案）の作成

12月1日	第7回幹事会 ・市の見解のまとめ ・計画素案の一部修正・加筆
12月14日	第2回高槻市図書館協議会 ・子ども読書活動推進計画（案）について意見

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。